

## 港区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例新旧対照表（第一条関係）

改正案

現行

(前略)

(議員報酬)

第二条 議会の議長、副議長、港区議会委員会条例（昭和五十八年港区条例第一号）第一条、第三条の二及び第四条の委員会の委員長、同副委員長（以下「委員長」「副委員長」という。）並びに議員の議員報酬は、次のとおりとする。

議長	月額	九五〇、九〇〇円
副議長	月額	八二一、九〇〇円
委員長	月額	六八四、六〇〇円
副委員長	月額	六五六、一〇〇円
議員	月額	六四三、五〇〇円

(前略)

(議員報酬)

第二条 議会の議長、副議長、港区議会委員会条例（昭和五十八年港区条例第一号）第一条、第三条の二及び第四条の委員会の委員長、同副委員長（以下「委員長」「副委員長」という。）並びに議員の議員報酬は、次のとおりとする。

議長	月額	九一九、六〇〇円
副議長	月額	七九四、九〇〇円
委員長	月額	六六一、一〇〇円
副委員長	月額	六三四、五〇〇円
議員	月額	六一一、三〇〇円

(中略)

(期末手当)

第八条 (略)

(中略)

(期末手当)

第八条 (略)

2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあつては、退職、失職又は死亡の日現在）において同項に規定する者に支給すべき第二条に定める議員報酬月額に百分の百四十五を乗じて得た額に百分の二百十五を乗じて得た額に、基準日以前六月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。

在職期間	割合
六月	百分の百
三月以上六月未満	百分の六十
三月末満	百分の三十

3・4 (略)

(後略)

付則

- 1 この条例中第一条の規定及び次項の規定は公布の日から、第二条の規定は令和八年四月一日から施行する。
- 2 第一条の規定による改正後の港区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定は、令和七年十二月一日から適用する。

2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあつては、退職、失職又は死亡の日現在）において同項に規定する者に支給すべき第二条に定める議員報酬月額に百分の百四十五を乗じて得た額に百分の二百十を乗じて得た額に、基準日以前六月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。

在職期間	割合
六月	百分の百
三月以上六月未満	百分の六十
三月末満	百分の三十

3・4 (略)

(後略)

港区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例新旧対照表（第二条関係）

改 正 案

改 正 前

(前略)

(期末手当)

第八条 (略)

2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあっては、退職、失職又は死亡の日現在）において同項に規定する者に支給すべき第二条に定める議員報酬月額に百分の百四十五を乗じて得た額に百分の二百十二・五を乗じて得た額に、基準日以前六月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。

在 職 期 間	割 合
六月	百分の百
三月以上六月末満	百分の六十
三月末満	百分の三十

(前略)

(期末手当)

第八条 (略)

2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあっては、退職、失職又は死亡の日現在）において同項に規定する者に支給すべき第二条に定める議員報酬月額に百分の百四十五を乗じて得た額に百分の二百十五を乗じて得た額に、基準日以前六月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。

在 職 期 間	割 合
六月	百分の百
三月以上六月末満	百分の六十
三月末満	百分の三十

(後略)

3・4 (略)

(後略)

3・4 (略)

付則

- 1| この条例中第一条の規定及び次項の規定は公布の日から、第二条の規定は令和八年四月一日から施行する。
- 2| 第一条の規定による改正後の港区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定は、令和七年十二月一日から適用する。